

令和4年

# 第12回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

## 第12回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日	令和4年12月15日
訓子府町招集通知の日	令和4年12月15日
農業委員会開催場所	訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時	令和4年12月27日(火) 午後3時
農業委員定数	14名

### 出席委員

- |           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 1. 細川孝雄   | 2. 宮本憲司  | 3. 鎌田勝子   |
| 4. 井幡孝一   | 5. 近藤覚   | 6. 川脇健一   |
| 7. 山本拓志   | 9. 久積隆志  | 10. 齊藤博行  |
| 11. 佐々木直幸 | 12. 石澤和也 | 13. 山田恵美子 |
| 14. 寺町昌恭  |          |           |

### 欠席委員

8. 林浩幸

### 署名委員

9. 久積隆志 10. 齊藤博行

### 事務局職員

- 事務局長 今田和則  
業務係長 高内淳次

### 提出議案

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 議案第1号 | 土地の現況証明について                       |
| 議案第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について            |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について              |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理機構による買入協議の要請について            |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について        |

今田局長	令和4年第12回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。
	——細川会長挨拶——
今田局長	これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。
議長 (細川会長)	ただいまから令和4年第12回農業委員会を開会いたします。
	ただちに、本日の会議を開きます。
	事務局より「諸般の報告」をお願いします。
今田局長	ご報告を申しあげます。 本日の出席委員数は、14名中13名の出席であります。林委員から欠席の申し出がありました。
議長	本日の議件は議案が5件、報告が1件でございます。本日の議事録署名委員は9番久積委員、10番齊藤委員をお願いします。
	——報告第1号——
議長	まず始めに、議案書15ページの報告第1号について、この後審議します議案第4号及び議案第5号に関連しますので、先に報告いたします。事務局説明願ひます。
高内係長	報告第1号について説明いたします。 届出は2件でございます。
	(以下議案により説明。 説明については以上です。
議長	1件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議長	2件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議長	以上2件については疑義が無いようなので、報告第1号を終わります。
	——議案第1号——
議長 高内係長	議案第1号を上程いたします。事務局説明願ひます。 議案第1号について説明いたします。
	申請は1件でございます。 (1件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)
	現地確認につきましては、12月12日に担当委員及び事務局で確認しており、その詳細は配布されております現地確認調書のとおりとなっております。 なお、今回の現況証明がありました〇〇48-4に隣接する私道に

<p>議 長 議 長</p>	<p>については、隣接する住民が住宅に入るための道となっておりますが、今年の大雨の影響を受けたため道路に砂利を入れたところ、その砂利が隣の畑にまで侵入してしまったことから、その分について分筆し、畑から雑種地に地目変更を行った後、隣接住民が買入することとしております。</p> <p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。 何か質問ございませんか。 ——ありませんの声—— 疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>——議案第2号——</p> <p>議案第2号を上程します。事務局説明願います。 議案第2号について説明いたします。 通知は2件でございます。 (2件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>番号1番については、賃借人が父から子へ経営移譲し現在の賃借人が変更となるため解約するものです。番号2番については、賃貸人と賃借人が賃貸していた土地ですが、両者の間で売買することとなったことから解約するものであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。 1件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>2件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>以上2件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第3号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>議案第3号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、12件となっております。事務局説明願います。 議案第3号について説明いたします。 今回は12件の申請ですが、1番目から9番目は使用貸借、10番目は賃貸借、11番目は売買、12番目は贈与となっております。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 番号1番と番号8番については、新たに後継者に経営移譲するものとなります。番号2番から番号6番、番号7番と番号9番については、</p>

	<p>使用貸借の期間が満了となるため、期間を再設定するものとなっております。番号11番については、議案第2号で合意解約をした農地の売買となっております。番号12番については、親子間で贈与をするものとなっております、贈与後、第三者へ売買が予定されております。</p> <p>また今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上の農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p>
議長	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
宮本委員	<p>特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>2件目については私が担当委員ですが特に問題ありません。それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>3件目についても私が担当委員ですが特に問題ありません。それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>4件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
宮本委員	<p>特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>5件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
久積委員	<p>特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>6件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
宮本委員	<p>日出については特に問題ありません。</p>
山本委員	<p>柏丘については特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>7件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
寺町委員	<p>特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>8件目の穂波については私が担当委員ですが特に問題ありません。担当委員から何かございますか。</p>
石澤委員	<p>高園については特に問題ありません。</p>
山本委員	<p>柏丘については特に問題ありません。</p>

議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長 石澤委員	<p>9件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長 井幡委員	<p>10件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長 近藤委員	<p>11件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長 山本委員 川協委員	<p>12件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 柏丘については特に問題ありません。 常盤については特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上12件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。  ——議案第4号——</p>
議 長	<p>議案第4号を上程いたします。今回は23件の申請ですが、4番目、5番目、20番目の議件は関係委員の議事参与の制限があるため、まず1番目から3番目と6番目から19番目、21番目から23番目について説明、審議、採決を行い、そのあと関係委員に一時退席していただき4番目、5番目、20番目の議件について説明、審議、採決を行います。それでは事務局説明願います。</p>
高内係長	<p>申請は売買6件、賃貸借17件の合計23件でございますが、4番目、5番目、20番目の議案については後ほど説明させていただきます。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 番号1番と2番の売買については、11月の総会で買入協議を行っております件となっております。 また、本件の申請については全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p>
議 長	<p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。</p>

議	長	1 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	2 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	3 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	6 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	7 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	8 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	9 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 0 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 1 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 2 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 3 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 4 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 5 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 6 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 7 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 8 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	1 9 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	2 1 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	2 2 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	2 3 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議	長	以上 2 0 件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。

<p>議 長 高内係長</p>	<p>次に4件目の議件になりますが、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。 (〇〇委員 離席) それでは事務局説明願います。 申請23件のうち4番目について説明いたします。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件の申請についても全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。 説明については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは審議に入ります。 4件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。 事務局、〇〇委員を呼んでください。 (〇〇委員 着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に5件目の議件になりますが、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。 (〇〇委員 離席)</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>それでは事務局説明願います。 申請23件のうち5番目について説明いたします。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件の申請についても全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。 説明については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは審議に入ります。 5件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。 事務局、〇〇委員を呼んでください。 (〇〇委員 着席)</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>次に20件目の議件になりますが、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。 (〇〇委員 離席) それでは事務局説明願います。 申請23件のうち20番目について説明いたします。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
	<p>本件の申請についても全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項</p>



<p>議 長</p>	<p>の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。説明については以上です。</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>20件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>事務局、〇〇委員を呼んでください。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>——議案第5号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>議案第5号を上程いたします。事務局説明願います。</p> <p>議案第5号について説明いたします。</p> <p>申請は6件でございますが、農地保有合理化事業により北海道農業公社に農地を買入してもらうための要請となります。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>1件目について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>2件目について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>3件目について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>4件目について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>5件目について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>6件目について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>以上6件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p>

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和4年12月27日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議長

署名委員 9 番

署名委員 10 番